

医の原点をささえる。

認定登録 医業経営コンサルタントは
健全な医業経営こそがより良い社会づくりへと
つながることを確信し
たゆまぬ努力で活動してまいります。



公益社団法人

日本医業経営コンサルタント協会

Japan Association of Healthcare Management Consultants

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会15分セミナー
2020年10月16日 委員 杉原博司

※転載・改編禁止

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会
15分セミナー

今さら聞けないシリーズ その3

－ 診療報酬改定 －

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

「今さら聞けないシリーズ その2」では

厚労省審議会中医協での審議結果を踏まえ診療報酬改定の準備方法などを説明しました。

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

今回の
「今さら聞けないシリーズ その3」では

2月から3月にかけて厚労省HPにて公開した告示、通知等を確認し、改定直前における情報収集について確認します。

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

次期診療報酬改定に向けた主な検討スケジュール（案）

中医協 総-1参考
3 1 . 3 . 6

	2019年						2020年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中医協総会	第1ラウンド						第2ラウンド			諮問・答申・附帯意見		
診療報酬改定結果検証部会	2018年度調査総会報告		2019年度調査実施			2019年度調査総会報告						
保険医療材料専門部会	議論、業界意見聴取			議論、業界意見聴取			とりまとめ		総会報告			
薬価専門部会	議論、業界意見聴取			議論、業界意見聴取			とりまとめ		総会報告			
医療技術評価分科会	技術提案書募集		提案書評価				先進医療会議とりまとめ、報告			とりまとめ		総会報告
入院医療等の調査・評価分科会	2018年度調査報告、議論			2019年度調査実施			報告、議論		とりまとめ		総会報告	
各種調査 ・材料価格調査 ・薬価調査 ・医療経済実態調査	2019年度調査実施						総会報告					

2019年3月6日中医協総会資料より

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020年診療報酬改定工程表では

2019年12月中には概ね各部会等からの報告が中医協に報告される。

1月に中医協は各部会からの報告を審議し、最終決定を行う。

しかしその先の詳細過程は非公開。そのため厚労省HPをこまめにチェック。

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.01.10 これまでの議論整理(案) いわゆる短冊の元

2020.01.15 厚労大臣より中医協へ諮問書
診療報酬改定率・社会保障審議会医療部会等
の添付資料をつけて中医協へ意見を求める。

2020.01.24 公聴会の開催(パブリックコメントも合わせて収集)

2020.01.29 個別改定項目(その1) 短冊原案点数抜き

2020.02.05 パブリックコメント及び公聴会の報告

2020.02.07 中医協会長から厚労大臣への答申
個別改定項目最終 短冊点数付き
点数表、法改正等を含む

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.01.10 これまでの議論整理(案) いわゆる短冊の元

2020.01.15 厚労大臣より中医協へ諮問書
診療報酬改定率・社会保障審議会医療部会等
の添付資料をつけて中医協へ意見を求める。

2020.01.24 公聴会の開催(パブリックコメントも合わせて収集)

2020.01.29 個別改定項目(その1) 短冊原案点数抜き

2020.02.05 パブリックコメント及び公聴会の報告

2020.02.07 中医協会長から厚労大臣への答申
個別改定項目最終 短冊点数付き
点数表、法改正等を含む

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020 .01.10 これまでの議論整理(案) いわゆる短冊の元

中医協 総 - 2
2 . 1 . 1 0

令和2年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理(案)

【留意事項】

この資料は、令和2年度診療報酬改定に向けて、これまでの議論の整理を行ったものであり、今後の中央社会保険医療協議会における議論により、必要な変更が加えられることとなる。

なお、項目立てについては、令和元年12月10日に社会保障審議会医療保険部会・医療部会においてとりまとめられた「令和2年度診療報酬改定の基本方針」に即して行っている。

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020 .01.10 これまでの議論整理(案) いわゆる短冊の元

I 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進

I-1 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価

- (1) 地域医療の確保を図る観点から、過酷な勤務環境となっている、地域の救急医療体制における重要な機能を担う医療機関について新たな評価を行う。
- (2) 救急医療体制の充実を図る観点から、救急搬送件数等の実績を踏まえ、救急搬送看護体制加算について、救急外来への看護師の配置に係る要件及び評価を見直す。

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.01.10 これまでの議論整理(案) いわゆる短冊の元

2020.01.15 厚労大臣より中医協へ諮問書
診療報酬改定率・社会保障審議会医療部会等
の添付資料をつけて中医協へ意見を求める。

2020.01.24 公聴会の開催(パブリックコメントも合わせて収集)

2020.01.29 個別改定項目(その1) 短冊原案点数抜き

2020.02.05 パブリックコメント及び公聴会の報告

2020.02.07 中医協会長から厚労大臣への答申
個別改定項目最終 短冊点数付き
点数表、法改正等を含む

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.01.29 個別改定項目(その1) 短冊原案点数抜き

	中医協	総	-	1		
	2	.	1	.	2	9

個別改定項目について

I 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進

I-1 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価..... 11

① 地域の救急医療体制における重要な機能を担う医療機関に対する評価の新設..... 11

② 救急医療体制の充実 14

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.01.29 個別改定項目(その1) 短冊原案点数抜き

① 地域の救急医療体制における重要な機能を担う 医療機関に対する評価の新設

第1 基本的な考え方

地域医療の確保を図る観点から、過酷な勤務環境となっている、地域の救急医療体制における重要な機能を担う医療機関について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関について、適切な労務管理等を実施することを前提として、入院医療の提供に係る評価を新設する。

(新) 地域医療体制確保加算 ●点

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.01.10 これまでの議論整理(案) いわゆる短冊の元

2020.01.15 厚労大臣より中医協へ諮問書
診療報酬改定率・社会保障審議会医療部会等
の添付資料をつけて中医協へ意見を求める。

2020.01.24 公聴会の開催(パブリックコメントも合わせて収集)

2020.01.29 個別改定項目(その1) 短冊原案点数抜き

2020.02.05 パブリックコメント及び公聴会の報告

2020.02.07 中医協会長から厚労大臣への答申
個別改定項目最終 短冊点数付き
点数表、法改正等を含む

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.02.07 個別改定項目最終 短冊点数付き

中医協	総	-	1	
2	.	2	.	7

個別改定項目について

I 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進

- I-1 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価..... 11
 - ① 地域の救急医療体制における重要な機能を担う医療機関に対する評価の新設..... 11
 - ② 救急医療体制の充実 14

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.02.07 個別改定項目最終 短冊点数付き

① 地域の救急医療体制における重要な機能を担う医療機関に対する評価の新設

第1 基本的な考え方

地域医療の確保を図る観点から、過酷な勤務環境となっている、地域の救急医療体制における重要な機能を担う医療機関について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関について、適切な労務管理等を実施することを前提として、入院医療の提供に係る評価を新設する。

(新) 地域医療体制確保加算 520点

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

個別改定項目最終版が発表されると 診療報酬改定のサイトが更新 中医協は答申を終えて休会

中央社会保険医療協議会

回数	開催日	議題等	議事録/議事要旨	資料等	開催案内
-	2020年3月25日 (令和2年3月25日)	-	-	-	▶ 開催案内
-	2020年2月7日 (令和2年2月7日)	-	-	-	▶ 開催案内

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 本文へ ・ お問い合わせ窓口 ・ よくある御質問 ・ サイトマップ ・ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

テーマ別に探す 閉じる

政策分野別に探す

健康・医療 [健康](#) | [食品](#) | [医療](#) | [医療保険](#) | [医薬品・医療機器](#) | [生活衛生](#) | [水道](#)

子ども・子育て [子ども・子育て支援](#) | [職場における子育て支援](#)

福祉・介護 [障害者福祉](#) | [生活保護・福祉一般](#) | [介護・高齢者福祉](#)

雇用・労働 [雇用](#) | [人材開発](#) | [労働基準](#) | [雇用環境・均等](#) | [非正規雇用\(有期・パート・派遣労働\)](#) | [労働政策全般](#) | [相談窓口等](#)

年金 [年金・日本年金機構関係](#)

他分野の取り組み [国際関係](#) | [研究事業](#) | [社会保障全般](#) | [労働政策全般](#) | [被災者遺族等への支援](#) | [災害](#) | [情報政策](#) | [行政手続の簡素化](#) | [「明治150年」関連施策](#)

キーワードで探す

診療報酬改定

[中東呼吸器症候群\(MERS\)](#) | [デング熱](#) | [予防接種](#) | [HPVワクチン\(子宮頸がん予防ワクチン\)](#) | [後期高齢者医療制度](#) | [診療報酬改定](#) | [出産一時金](#) | [食品中の放射性物質への対応](#) | [後発医薬品の使用促進](#) | [風しん](#) | [難病対策](#) | [消費税と診療報酬について](#) | [保健医療2035](#) | [ジカウイルス感染症](#) | [12月1日は世界エイズデー](#) | [児童扶養手当](#)

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 診療報酬改定について

健康・医療

診療報酬改定について

- 平成22年度診療報酬改定
- 平成24年度診療報酬改定
- 平成26年度診療報酬改定
- 平成28年度診療報酬改定
- 平成30年度診療報酬改定
- 令和元年度診療報酬改定
- 令和2年度診療報酬改定

※転載・改編禁止



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 診療報酬改定について

健康・医療

診療報酬改定について

- 平成22年度診療報酬改定
- 平成24年度診療報酬改定
- 平成26年度診療報酬改定
- 平成28年度診療報酬改定
- 平成30年度診療報酬改定
- 令和元年度診療報酬改定
- 令和2年度診療報酬改定

※転載・改編禁止

- ・ 2月に個別項目改定最終版が発表
新しい点数と施設基準の変更を確認
 施設基準：設備や機器、指定の資格保持者や所定の研修を終了した者の配置。あるいは診療実績について一定の基準を満たした場合に算定できる診療報酬
- ・ 但し算定留意事項は3月の発表
 算定留意事項：診療報酬点数を算定する場合に実施されていないといけない要件。
 例) 検査に対する患者説明の要点を診療録に記載 などがある。

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

2020.02.07 発表

[算定要件]

- (1) 救急医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、地域医療体制確保加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

2020.03.05 発表

A 2 5 2 地域医療体制確保加算

- (1) 地域医療体制確保加算は、地域の救急医療体制において重要な機能を担うとともに、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する取組を実施する体制を評価するものである。
- (2) 地域医療体制確保加算は、当該患者の入院初日に限り算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。

調査研究・提言委員会 情報活用専門分科会

※転載・改編禁止

今回の
「今さら聞けないシリーズ その3」では

2月から3月にかけて厚労省HPにて公開した告示、通知等を確認し、改定直前における情報収集について確認しました。

次回 その4 においては
診療報酬点数、施設基準、算定留意事項の概要を説明予定です。